

なるべく記入欄に記入し、記入欄に書ききれない場合は、「別紙〇のとおり」と記入し、別紙〇を添付してください。

産業廃棄物収集運搬業許可申請書
(記載例)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

豊 田 市 長 殿

日付は、空欄で持参し、申請書受付時に記入してください。

法人の場合は登記事項証明書どおりに記入してください。
個人の場合は住民票どおりに記入してください。

申請者
〒 **471-8501**
住 所 **豊田市西町3丁目60番地**

氏 名 **豊田市株式会社**
代表取締役 豊田 一郎
(法人にあっては、名称および代表者の氏名)
電話番号 **0565-31-1212**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

品目名は、留意事項にあるとおりに記入してください。

事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること
積替え、保管を除く
汚泥、廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、紙くず
以上4品目
積替え、保管を含む
ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）
以上2品目

事務所とは、事務的な作業を行う場所。
事業場とは、積替え保管施設を示す。
該当がない場合は、「該当なし」と記入してください。

事務所 電話番号
豊田市西町3丁目60番 0565-31-1212

事務所及び事業場の所在地
事業場 電話番号
豊田市渡刈町大明神39番地3 0565-28-2000

事業の用に供する施設の種類及び数量
車両 3台 **コンテナ 3個**
ドラム缶 10本

積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替
津島市西柳原町1丁目14番
全体面積 100m²
保管面積 20m²
種 類 ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）
保管上限 10m³
保管高さ 該当なし

土地の登記事項証明書のとおり
に記入してください。(住所表記
ではなく地番表記となります。)

積替え保管しない場合は、「該当なし」と記載してください。

※事 務 処 理 欄

この申請の担当者の方の連絡先及び担当者名を記入してください。

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合には、申請年月日)
	豊田市	09010000001
	愛知県	02310000001 02320000001 02350000001
	名古屋市	産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物収集運搬業 申請中 (H23. △△. △△)
申請者(個人である場合)		
(ふりがな)氏名	生年月日	本住
有している許可(他の種類を含める。)の許可番号及び申請中の許可を記入してください。(豊田市許可についても記載してください。)		
(法人である場合)		
(ふりがな)名称	住民票どおりに記入してください。	
	登記事項証明書どおりに記入してください。	
とよた 豊田市 株式会社	豊田市西町3丁目60番地	
法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな)氏名	生年月日	本籍所
該当なし		
(法人である場合)		
(ふりがな)名称	住所	
役員		
<ul style="list-style-type: none"> 住民票に記載されているとおりに、氏名、本籍及び住所を記入してください。(氏名等で旧字体が使用されている場合は、そのとおりに記載すること。…三の丸3-1-2のように省略しないこと。番地において、“の”の有無を確認すること。番地等の数字は漢数字かアラビア数字か注意すること。) 外国人の方は、氏名欄には、本名及び通称名(ある場合)、本籍欄に国籍及び国籍の属する国における住所又は居所(外国人登録原票の写し又は外国人登録記載事項証明書のとおり)を記入してください。 ふりがなも忘れずに記入してください。 登記上の役員ではなくても、相談役、顧問等で会社に対して支配力を有する者がある場合は、記載してください。(ただし、講習会の修了者として認められません。) 		
役員(申請)		
(ふりがな)氏名	生年月日	本籍所
とよた いちろう 豊田 一郎	S20.2.2 代表取締役	豊田市西町3丁目60番地 同上
おかざき じろう 岡崎 次郎	S30.3.3 取締役	豊川市諏訪三丁目237番地 岡崎市康生通西三丁目30番地(岡崎ハイツ201号)
いちのみや さくら 一宮 さくら	S40.4.4 執行役(津島支店長)	一宮市古金一丁目3番地 岐阜県岐阜市岐阜町1番地
せと はなこ 瀬戸 花子	S50.5.5 監査役	岐阜県岐阜市岐阜町1番地 瀬戸市見付町38番地

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資している者がいるとき）

発行済株式の 総数	1,000株		出資の額	1,000,000円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
		割 合	住	所
とよた いちろう 豊田 一郎	S20.2.2	500株	豊田市西町3丁目60番地	
		50%	同上	
おかざき じろう 岡崎 次郎	S30.3.3	200株	豊川市諏訪三丁目237番地	
		20%	岡崎市康生通西三丁目30番地(岡崎ハイツ201号)	
とよたし 豊田市株式会社		200株		
		20%	豊田市西町3丁目60番地	
他に5%以上の株主は存在しません。				

住民票や登記事項証明書に記載されているとおりに、氏名、本籍及び住所を記入してください。
(…西町3-60のように省略しないこと。)

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所
該当なし		刈谷支店には支店長等代表者を置いておりません。

登記事項証明書に支店登記されている場合は、すべての支店長(登記されているかに関わらない。)を記入してください。ただし、支店登記しているものの支店長等代表者を置いていない場合は、記載例のとおり記入してください。また、役員が兼務する場合は、第2面に記入してください。

使用人に該当する方は、

- ・本店又は支店の代表者
- ・事業場、事務所の代表者であって、産業廃棄物処理業に関する契約権限を有する者。

(登記されていない支店やその他の事業場や事務所の代表者である場合は、この者が政令使用人に該当する旨の証明書を添付してください。)

備考

- ※
- 「
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

使用人のうち、講習会の修了者として認められる者は、本店、支店、事業場又は事務所の代表者であって、豊田市内における産業廃棄物収集運搬業に関する契約権限を有する者。

ては、該当するすべ
面に記入して、その

※手数料欄

(第九条の二第二項第一号、同条第六項、第十条の十二第二項関係)

事業計画の概要を記載した書類

1. 事業の全体計画 (変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)

汚泥

・水質処理施設から排出される汚泥を密閉容器に入れて収集し、中間処分場(脱水)へ運搬する。
 廃プラスチック類(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、金属くず(自動車等破砕物を除く。)、紙くず、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)

・県内建設現場から排出される建設系混合廃棄物を収集し、中間処分場(選別)へ運搬する。
 廃プラスチック類(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)

・大規模小売店から排出される発泡スチロール及びペットボトルを中間処分場(熔融、破砕)へ運搬する。

ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)

・市内の建設現場から収集し、自社積替え保管施設で保管し、最終処分場へ運搬する。

2. 収集運搬する産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	汚泥	20m ³ /月	泥状	半田(株)「他5社」 半田市出口町1丁目45番地4号	該当なし	春日井(株)(埋立処分) 春日井市柏井町二丁目31番地 0568-00-0000
2	混合物(廃プラスチック類*※、金属くず*、紙くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず*※)			・()書きで予定運搬先の処分方法を記入してください。		
3	混合物(廃プラスチック類*※、金属くず*、紙くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず*※)	100m ³ /月	固形	豊川(株)(建設業) 豊川市諏訪三丁目237 (県内各工事現場)	該当なし	津島(株)(選別) 津島市橘町4番5号
4	廃プラスチック類*※	1t/月	固形	半田(株)「他5社」 半田市出口町1丁目45番地4号	該当なし	春日井(株)(埋立処分) 春日井市柏井町二丁目31番地 0568-00-0000
5	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず*▲	5t/月	固形	豊川(株)(建設業) 豊川市諏訪三丁目237 (県内各工事現場)	津島市西柳原町 1丁目14番	(株)西三河(破砕) 岡崎市明大寺本町1丁目4番地
6	がれき類▲	10t/月	固形	同上	運搬先が豊田市許以外の業者の場合は、当該地における申請者の収集運搬業の許可証及び運搬先業者の処分業許可証の写しを添付してください。	
7	*は、自動車等破砕物を除く ※は、石綿含有産業廃棄物を除く ▲は、石綿含有産業廃棄物を含む			・産業廃棄物の種類に対して、排出事業場が複数ある場合は、代表的な事業場を記入して、「他〇社」と記入してください。 ・業種指定のある品目については、排出事業者の業種も記入してください。 ・混合物を運搬する場合は、「混合物(廃棄物の種類)」と記入してください。		
8						
備考 取扱う(特別管理)産業廃棄物						

(日本工業規格 A列4番)

(第九条の二第二項第一号、同条第六項、第十条の十二第二項関係)

3. 運搬施設の概要		<ul style="list-style-type: none"> ・新規許可申請の場合は、すべて「新」となる。 ・更新許可の場合は、すべて「既」となる。 →更新申請の際に未登録車がある場合、事前に変更届出を提出すること。 			
(1) 運搬車両一覧					
	車両の名称	形式・寸法	自動車登録番号	最大積載量 (kg)	備考
1	1号車	キャブオーバー 865×249×338	豊田 100 あ 11-11	4000	借・新
2	2号車	ダンプ 771×249×321	豊田 100 い 22-22	10000	自・既 土砂禁車両
3	3号車	キャブオーバー 771×249×321	豊田 100 う 33-33	2000	借・既
4					
10					
事務所の所在地		豊田市西町3丁目60番地			
駐車場の所在地		豊田市渡刈町大明神39番地3 (1~3号車)			
(2) その他の運搬施設の概要					
	運搬容器等の名称	用途	容量	備考	
	コンテナ	石綿含有産業廃棄物 運搬用	1m ³ 2個 2m ³ 1個	キャブオーバーに搭載する際は、過積載にならないよう注意する。	
	ドラム缶	汚泥運搬用	2000 10本	同上	
該当する品目の名称を全て記載してください。		容量ごとに個数も記入してください。第1面と整合をとってください。		運搬上、制限がある等の特記事項を記載してください。	
(3) 積替え又は保管施設の概要					
住所	豊田市渡刈町大明神39番地3				
全体面積	100m ²	保管面積	20m ²		
種類	ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)				
保管上限	10m ³	保管高さ	該当なし		
複数ある場合は、すべて記入してください。(第1面と整合をとってください。)					

(日本工業規格 A列4番)

(第九条の二第二項第一号、同条第六項、第十条の十二第二項関係)

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

・車両毎の用途

1号車 ・汚泥：運搬容器のドラム缶に入れ、密閉して運搬する。
 ・混合物（廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。））：混合物をシート掛けして運搬する。

2号車 ・廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）：発泡スチロール及びペットボトルをシート掛けして運搬する。

3号車 ・混合物（廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。））：混合物をシート掛けして運搬する。
 ・ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）：運搬コンテナに入れて、シート掛けして運搬する。

・収集運搬作業を行う時間

9時～17時（休憩 1時間）

・休業日 日曜、祝祭日、年末年始（12月28日～1月3日）

役員及び使用人の数は、第2,3面と整合をとってください。

会社全体の人数を記載してください。ただし、規模が大きい会社については、この申請の事業に係る社員の数会社全体の人数の横に()書きしてください（合計欄は、()内の数の合計と役員の数合計を記入してください）。

従業員数内訳

平成23年〇〇月〇〇日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の6に規定する使用人	相談役、顧問等申請書の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
4人	0人	2人	50(2)人	100(5)人	100(5)人	20人	276(18)人

(日本工業規格 A列4番)

5. 環境保全措置の概要

(1) 運搬に際し講ずる措置

飛散防止のため荷台にシート掛け

汚泥はドラム缶により運搬

石綿含有産業廃棄物は他の廃棄物と混合しないよう、品目別にコンテナで運搬

運搬時の飛散流出対策等について記入してください。

特別管理産業廃棄物の場合には、安全対策（腐敗、腐食、爆発性等）についても記入してください。

(2) 積替え又は保管施設において講ずる措置

屋内で積み替え、保管を行う事により、飛散流出を防止する。また、床面はコンクリート舗装とし、地下浸透を防止する。

石綿含有産業廃棄物は、品目ごとに分別したまま、飛散しないよう保管する。

施設の飛散流出対策等について記入してください。

特別管理産業廃棄物の場合には、安全対策（腐敗、腐食、爆発性等）についても記入してください。

(3) その他

ISO14000を取得し、環境負荷の低減を推進する。

環境保全に対し特別な措置を講ずる場合は記入してください。

運搬車両の写真

自動車登録番号		車両の名称	
前 面 写 真	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 事業計画の概要を記載した書類とそろえてください。 </div> <p style="text-align: center;">注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の前面（真正面）を撮影すること。 ・ナンバープレートの数字等が判読できること。 <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> セミトレーラ等ナンバープレートが後部にしかないものは、後部から写真を撮ってください。 </div>		
	<p style="text-align: center;">注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の側面（真横）を全体が入るように撮影すること。 ・名称、許可番号等の車体の表示が判読できること（既に許可を有している場合には所定の事項が表示されていること。）。 ・全体を撮影した際に車体の表示が判読できない場合には、任意の様式で車体の表示の拡大写真を添付すること。 <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 新規申請の場合は、 “運搬車には、「産業廃棄物収集運搬車」、「豊田市株式会社」及び「許可番号」を車体の両側面に鮮明に表示します。”と記入してください。 </div>		
側 面 写 真	<p style="color: red; font-weight: bold;">運搬車には、「産業廃棄物収集運搬車」、「豊田市株式会社」及び「許可番号」を車体の両側面に鮮明に表示します。</p>		撮影
			年 月 日

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称		用途					
<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>事業計画の概要を記載した書類とそろえてください。 用途については、該当する品目の名称を全て記載してください。</p> </div> <p style="margin-top: 20px;">注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 容器の全体が写るように撮影すること。 							
			<table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">撮影</td> <td style="padding: 2px 10px;">年</td> <td style="padding: 2px 10px;">月</td> <td style="padding: 2px 10px;">日</td> </tr> </table>	撮影	年	月	日
撮影	年	月	日				

運搬容器等の名称		用途					
<p style="margin-top: 20px;">注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 容器の全体が写るように撮影すること。 							
			<table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">撮影</td> <td style="padding: 2px 10px;">年</td> <td style="padding: 2px 10px;">月</td> <td style="padding: 2px 10px;">日</td> </tr> </table>	撮影	年	月	日
撮影	年	月	日				

(第九条の二第二項第五号、同条第六項、第十条の十二第二項関係)

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類		
内 訳	金 額 (千円)	
事業の開始に要する資金の総額	5,500 + 3,200/年	
土地	(賃借) 500/年	
事務所	(賃借) 300/年	
収集運搬車両	(1台購入) 5,500 (2台賃借) 2,400/年	
積保施設	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>事業開始に新たな資金を必要としない場合は、資金の総額欄に「現在営んでいる〇〇業のものを使用するため新たな資金は必要ありません。」等と記入してください。</p> <p>なお、現在、〇〇業を営んでいても、直前期の決算後に車両等の購入がある場合は、その内容を記入してください。</p> </div>	
調 達 方 法	自己資金	
	借入金	5,500
	(借入先名)	岡崎銀行 5,500 (融資証明書、返済方法については別紙のとおり)
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>事業の開始に必要な施設等の購入に係る借入金がある場合は、借入先、借入金額を記載し、融資証明書、返済計画を添付してください。</p> </div>
	その他	
	増資	
備考	内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること	

(第九条の二第二項第七号、同条第六項、第十条の十二第二項関係)

資 産 に 関 す る 調 書 (個人用)			
平成 23年 12月 31日現在			
資産の種別	内容	数量	価格、金額 (千円)
現金預金	現金 普通預金		300 5,000
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土地	自宅		10,000
建物	自宅		10,000
備品			
車両		2台	4,700
その他			
資 産 計			30,000
負債の種別	内容	数量	価格、金額 (千円)
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			0

・個人で申請する場合のみ添付してください。法人の場合は不要です。
・青色申告している場合は、直前事業年度の貸借対照表を添付の上、同表のとおり（資産のうち事業主貸、負債のうち事業主借を除く。）に記入してください。
・白色申告している場合は、金融機関の残高証明書等（資金が確保できることを証する書類）を添付の上、その内容と整合をとってください。なお、添付していただく書類は、上記の日付現在の残高等としてください。
・土地、建物等の価格は、購入時の金額又は、資産台帳、固定資産税等を記入してください。また、その元となった書類を添付してください。

(日本工業規格 A列4番)

誓約書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約します。

・いわゆる欠格要件に該当しないことを各役員等に確認したうえで、誓約してください。
・該当した場合は、不許可となります。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

申請者

住所 豊田市西町3丁目60番地

氏名 豊田市株式会社

代表取締役 豊田 一郎 印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

豊 田 市 長 様

保 管 計 画 書

産業廃棄物の種類	保 管 方 法	保管面積 (m ²)	保管容積 (保管上限) (m ³)	保管高さ (m)	備 考
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)	建屋内 コンテナ保管	16	8 (9.6 t)	—	1日当たりの平均的搬出量の4.8日分
がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)	建屋内 コンテナ保管	4	2 (3.4 t)	—	1日当たりの平均的搬出量の1.7日分
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 屋外に保管する場合は、記入してください。 </div>					
<ul style="list-style-type: none"> ・保管方法：屋内・屋外の別、容器の使用・野積みの別を明記してください。容器を使用する場合、容器の種類を明記してください。 ・保管面積、保管容積、保管高さ：根拠となる図面等から導き出された数字であること。必要に応じて計算式を添付してください。 ・備考欄に1日当たりの平均的搬出量の○.○日分を明記してください。 ・屋外保管の場合、その品目を運搬できる車両の最大積載量の合計で算出してください。 ・屋内保管の場合もそれに準じて算出してください。 <p>※ 保管施設の構造、保管容積、保管高さ等には法や条例等により規制がかかりますので、事前にご相談ください。</p>					
合計 2 品目		20	10		6.5日分
所在地 豊田市渡刈町大明神39番地3	管理責任者 一宮 さくら				
全体面積	保管面積 (合計)		保管容積 (合計)		
100 m ²	20 m ²		10 m ³		

(注) 保管施設が複数ある場合は、それぞれについて作成すること。

保管施設の平面図、立面図、構造図及び数字の根拠となる資料を添付すること。